



伊賀市の人事行政の運営状況をお知らせします



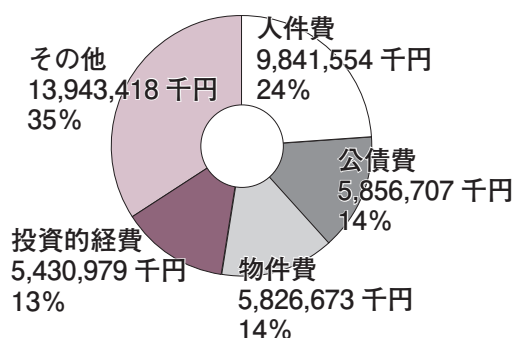
(1) 人件費の状況 (平成 17 年度普通会計決算額)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
40,899,331 千円	9,841,554 千円	24.1%

(注) 人件費には、市長および職員の給与並びに議員などの報酬のほか、三重県市町村職員共済組合負担金などを含みます。



【歳出における人件費の状況】



(2) 職員数の状況

(単位：人)

区分		職員数 (H 17.4.1)	職員数 (H 18.4.1)	増減
一般行政 部門	議会	7	7	0
	総務企画	245	226	△19
	税務	58	58	0
	民生	294	298	4
	衛生	79	79	0
	労働	0	0	0
	農林水産	51	51	0
	商工	21	16	△5
土木	104	107	3	
小計	859	842	△17	
特別行政 部門	教育	165	151	△14
	消防	152	157	5
小計	317	308	△9	
公営企業 等会計部 門	病院	198	190	△8
	水道	57	57	0
	その他	54	57	3
	小計	309	304	△5
合計	1,485 (1,534)	1,454 (1,531)	△31 (△3)	

※ () 内の数字は条例定数合計

◎部門別の職員数 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

平成 18 年 4 月 1 日現在の部門別の職員数の状況は左表のとおりです。

平成 17 年 4 月 1 日と比較すると、一般行政部門で 17 人の減、特別行政部門で 9 人の減、公営企業等会計部門では 5 人の減となり、全体では 31 人の減となっています。



※総務省地方公共団体定員管理調査による数から教育長 1 人を除いた一般職に属する職員数です。

(3) 定員適正化の状況

職員数の適正化については、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという地方自治法の基本理念に則り、地方公共団体の自らの権限と責任において行わなければならないとされています。

市では、人件費の抑制を進め、健全な財政運営への道筋をつけることは、最優先しなければならない重要な事項で、より少ない経費でより大きな成果をあげることができる組織機構の構築と適正な職員数の管理による合併メリットの実現のために、平成18年3月に平成17年度から10年間の『定員適正化計画』を策定しました。

計画では、消防部門・公営企業等部門を除き、一般行政部門および教育部門を対象とし、平成27年4月1日までの10年間で、最大230人を削減目標としています。

なお、平成17年4月1日から平成18年4月1日までの間では、25人削減する計画となっていますが、実際にはほかの部門への人員の異動などにより、31人を削減する結果となりました。

【年次別の計画】

(単位:人)

年月日等 区分	16.11.1 実数	17.4.1 実数	年次別の計画(予定数)									
			18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	24.4.1	25.4.1	26.4.1	27.4.1
消防を除く普通 会計の計	1,040	1,024	999	988	969	938	913	884	864	842	819	794
前年度退職者 (普通会計)			34	15	26	41	33	39	27	30	34	37
採用予定者数			9	4	7	10	8	10	7	8	11	12
削減数 (230人の内訳)			25	11	19	31	25	29	20	22	23	25

※前年度退職者の数は、19.4.1以降は定年退職者および再任用期間が満了する人のみを計上しています。

※採用予定者数は25.4.1までは1/4採用、26.4.1以降は1/3採用を原則としますが、確定値ではありません。

(4) 職員の給与の状況(平成18年4月1日現在)

【平均給料月額・平均給与月額および平均年齢の状況】

	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	328,700円	393,701円	41.5歳
現業職	265,100円	298,122円	45.1歳

(注)給与は、基本給である給料に諸手当を含んだものです。

【職員の初任給の状況】

区 分	初任給	採用2年経 過給料月額	
一般行政職	大学卒	170,200円	188,300円
	高校卒	138,400円	152,500円
現業職	高校卒	138,400円	146,700円

【職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況】

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満
		一般行政職	大学卒 275,000円	332,100円	390,300円
	高校卒	234,500円	272,200円	338,600円	370,800円
現業職	高校卒	227,000円	237,000円	258,600円	285,700円

【職員手当の状況】

①期末手当および勤勉手当並びに退職手当(平成18年度分)

期末手当 勤勉手当	期末手当		勤勉手当	
	6月期	1.40月分	0.725月分	
12月期	1.60月分	0.725月分		
計	3.00月分	1.45月分		
職務の級などによる加算措置があります。				
退職手当	(支給率)	自己都合	定年・勸奨	
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
	その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置2%~20%加算 一般職員1人当たり平均支給額(平成17年度) 自己都合 5,264千円 定年・勸奨 24,462千円				

②特殊勤務手当

職員全体に占める手当 支給対象職員の割合	30.9%
支給対象職員1人当 たり平均支給年額	393,600円
手当の種類(手当数)	32種類
多くの職員に支給され ている手当	消防業務手当 夜間特殊作業手当 病院勤務伝染病等接 触手当 夜間看護手当

③時間外勤務手当(一般会計 平成17年4月~平成18年3月分)

支給総額	317,415千円
職員1人当 たり平均支給年額	271千円

④扶養手当・住居手当および通勤手当の状況

扶養手当	ア 配偶者	13,000 円
	イ 配偶者以外の扶養親族 2人まで	6,000 円
	(配偶者が扶養親族でない場合1人目のみ 6,500 円) 3人目から	5,000 円
	※ 16歳以上22歳以下の子については 5,000 円を加算	
住居手当	ア 借家・借間居住者支給対象額 12,000 円を超える額 ただし最高支給限度額 27,000 円	
	イ 自宅居住者	2,500 円
	(自己の所有する住居で、新築または購入 後5年間)	
通勤手当	ア 交通機関利用者 最高支給限度額	55,000 円
	イ 交通用具利用者 最高支給限度額	30km 以上 24,500 円

【特別職の報酬などの状況（平成18年4月1日現在）】

市長などの特別職の職員と議員の報酬などは、公正を期すため市内の各分野の代表者や学識経験者などで構成する「特別職報酬等審議会」の答申を受けて条例で定められています。

区 分	報酬月額など	期末手当	
		6月期	12月期
市長	973,000 円		
助役	754,000 円	1.90 月分	2.10 月分
収入役	668,000 円		
教育長	623,000 円	1.40 月分	1.60 月分
水道事業管理者	600,000 円	1.90 月分	2.10 月分
議長	530,000 円		
副議長	467,000 円	1.60 月分	1.70 月分
議員	423,000 円		

※ 条例に基づき、給料月額などの20%の加算措置があります。教育長については、別途、勤勉手当があります。

(5) 職員の採用および退職状況

職員の採用は、定員適正化計画に基づき、行政需要の動向や退職者数などを考慮して行っています。平成17年度に実施した競争試験および選考での採用状況は右表のとおりです。

◎退職者数(平成17年4月1日～平成18年3月31日)(単位:人)

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	合 計
市長部局など	11	16	24	51
消防部局	2	0	0	2
教育委員会	1	2	6	9
水道部局	0	1	0	1
合 計	14	19	30	63
再任用 任期満了	0	0	2	2

◎職種別採用状況（平成18年4月1日採用）

(単位:人)

職 種	採用者数	うち女性	採用区分	
				行政事務
技術土木	2	0		
保育士	3	3		
看護師	5	5		
消防士	7	0		
教育公務員	3	0	選考	
医師	2	0		

(6) 勤務時間そのほかの勤務条件の状況

職員の勤務時間などは次のようになっています。

1週間の勤務時間	40 時間
開始時刻	8:30
終了時刻	17:15
休憩時間	12:15 ~ 13:00
休息時間	8:30 ~ 12:15 および 13:00 ~ 17:15 の間 でそれぞれ 15 分間



(7) 分限および懲戒処分の状況

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職・降任および休職があります。なお、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの実績は休職処分が20件(9人)でした。

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務などに違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職・停職・減給および戒告があります。

市民の皆さんの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処します。なお、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間では処分実績は1件(1人)でした。

【問い合わせ】 本庁職員課 ☎22-9605